

第 2 回高知県国民保護協議会会議録

- 1 日 時 平成 17 年 10 月 20 日（木） 11:00～12:00
- 2 場 所 高知共済会館「金鷄」（高知市本町五丁目 3 番 2 0 号）
- 3 出席者 別 添
- 4 次 第 別 添

5 概 要

事務局より会議の開会を告げ、会議の公開について報告し、会長（橋本高知県知事）が挨拶した。

挨拶に続き、事務局より委員 52 名中 44 名の出席がある旨を述べ、高知県国民保護協議会条例第 4 条第 2 項に基づく定足数を満たしている旨を報告し、会議が成立していることを宣した。

また、同条例第 4 条第 1 項により会長が議長となることを併せて宣した。

議事に入り、まず、議長は、高知県国民保護協議会運営要綱第 5 条第 2 項により、会議録署名委員について議長が指名することを提案し、諮ったところ、満場一致で異議がなく、四国運輸局高知運輸支局長の貞廣委員と四国瓦斯株式会社高知支店長の仙石委員を指名し、会議録署名委員を定めた。

次に、議長は、議題の（ 1 ）高知県国民保護計画（原案）について、事務局の説明を求めた。

事務局は、「職員の参集基準」や「県の対策本部の体制」、「24 時間即応体制」の考え方等これまで 2 回の幹事会での協議内容等を報告したうえで、資料 1 に基づき原案の要点を各項目毎に説明した。また、「武力攻撃原子力災害への対処」は今回の原案に記述していないが、伊方発電所の対処を計画に盛り込む方向で四国の他県や四国電力株式会社と協議を進めたい、その案は次回の幹事会で協議することとしたい旨を説明した。

議長がこの議題に対する意見・質問を求めたところ、以下の意見・質問があり協議のうえ、「武力攻撃原子力災害の対処」は次回幹事会での協議とし、他の項目については一部検討課題としたものを除き今回の計画（原案）を元に計画案づくりを進めていくことを了承した。

原子力発電所事故の際に緊急に避難を要する範囲は法律に基づき定められており伊方発電所の場合高知県はこの範囲に含まれない。対処の記載内容は県と協議したい。(四国電力株式会社委員)

NBC 攻撃特にBCの攻撃に関しては相当に考慮しておかないといけない。コンセンサス、討議が必要。(社団法人高知県医師会委員) 検討課題とした。

指定(地方)公共機関への措置要請の理由・内容等は「できる限り具体的に明らかにする」となっているが、理由等が明らかになっていないものを報道するのは危険が伴う。「できる限り」の表現、取扱につき削除も含めて検討願いたい。(日本放送協会高知放送局委員) 検討課題とした。

県計画を受けて社団法人高知県バス協会とともに輸送に関して業務計画を作成していくことになるが、その際参考とする県計画が基本的な事項の記述となっている。県はこの計画に具体性を持たせ実効性あるものとするために今後どう取り組むのか?(土佐電気鉄道株式会社委員) (事務局回答)体制の整備、関係機関との連携、訓練による検証等を通じて実効性のあるものとしていく。具体の被害想定は困難なため、業務計画作成に当たっては複数のパターンを想定しつつ作成していただきたい。

次に、議長は、今後のスケジュールについて事務局の説明を求め、事務局は、資料3に基づき、パブリックコメントの実施や協議会の開催予定等を説明した。

以上で議事を終了した。

橋本協議会長が閉会の挨拶をし、最後に事務局が閉会を告げ、会議は終了した。